

第 2 回入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成20年10月23日(木)
午前10時00分～午前12時15分
2. 開催場所 高浜市役所 4階 第4会議室
3. 出席委員 委員長 児玉善郎(日本福祉大学教授)
委員 丹羽重則(元市収入役)
委員 松井勝彦(司法書士・行政書士)
委員 吉田利美(市民代表)
4. 事務局職員 岸上行政管理部長、山本グループリーダー、杉浦主査

5. 議事概要

(1) 児玉委員長あいさつ

第1回の検討会から四ヶ月が経過いたしました。今年度の上半期の工事が提出されましたので慎重な審議をお願いします。

(2) 前回の調査報告

J Aあいち中央高浜中部支店跡施設改修工事の仕様見直しの内容について主に空調関係の見直しと、外構工事の見直しを行いました。

(3) 検討案件について

平成20年度上半期入札案件	89件
内 一般競争入札案件	1件
条件付一般競争入札案件	3件
指名競争入札案件	3件

主な質疑・回答

質問・意見	回 答
<p>1 床タイルカーペット撤去処分貼り替え修繕</p> <p>○予定価格に対する落札率が50%に満たない低い落札率であるがどうしてか。</p> <p>○条件設定で「内装仕上げ工事」と「建築一式工事」として条件を設定したのはなぜか。</p> <p>○低価格により、工事の内容が担保されるか。施工については、問題なかったか。</p>	<p>○美術館の工事ということで、落札業者は、実績づくりのために低い価格で応札を行ったと思われる。また、本件については、最低制限価格を設定していなかったことにより低い落札率となった。</p> <p>○「建築一式工事」を資格要件とすることで、市内業者が応札できるようにした。</p> <p>○この工事は完了しており、完了検査も契約検査グループで行なっている。結果に</p>

<p>2 汚水管渠設計業務委託</p> <p>○応札状況を見ると落札した業者が他の応札業者より低く応札しているが。</p> <p>○指名基準はどうか。</p> <p>○最低制限価格は設定しないのか。</p> <p>3 高浜市総合計画策定業務委託</p> <p>○毎年見直す業務か。</p> <p>○落札業者は、高浜市の10年後の将来像をどうやって描くのか。</p> <p>○予定価格超過の応札があるが、どうか。</p> <p>4 平成20年度高浜市都市計画マスタープラン修正業務委託</p> <p>○毎年見直す業務か。</p> <p>○今回の業者選定はどのようにしたのか。</p> <p>○総合計画、マスタープランは10年置きに巡ってくるので、質の評価というのをフォローアップする必要がある。</p> <p>5 高浜・吉浜小学校渡り廊下耐震補強工事</p> <p>○資格要件で何社か。</p> <p>○9社の内の2社だけの応札はなぜか。</p> <p>○建築工事全般に2社での応札件数が多いが。</p> <p>6 公共下水道整備工事・公共下水道整備工事に伴う附帯工事</p>	<p>については問題はない。カーペットタイルも仕様どおりで施工されていた。</p> <p>○落札した業者は、毎年落札している業者で、他の業者には取られたくないという意思表示と思う。また、毎年実施していることにより、コスト縮減もしやすいと考えられる。</p> <p>○実績業者は指名する傾向にある。</p> <p>○2, 500万円以上の建設工事で設定している。業務委託では設定しない。</p> <p>○10年毎に見直す業務である。</p> <p>○情報収集、協議を進める中で作り上げていく。</p> <p>○予定価格を事前公表しているが、それを見ずに応札したか、金額の入力誤りか。電子入札では、一度送信ボタンを押すと修正が出来ない。</p> <p>○10年毎に見直す業務である。都市計画マスタープランの場合は中期（5年）で見直すことが多いが、本市では今までは行っていない。</p> <p>○指名であるが、評価点の高いところ、過去の実績等から指名している。</p> <p>○9社参加可能である。</p> <p>○今年の傾向として参加する業者が少ない。</p> <p>○地元企業育成という観点から条件設定しているが、今後も参加業者数が少ないと対応を考えざるを得ない。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ○本体・附帯工事と別業者の落札だが、本体落札業者が、附帯の入札に参加しないのはなぜか。 ○本体と附帯が別業者で現場の状況はどうか。 ○本体と附帯を一つにして、発注は出来ないか。 ○本体落札業者との随意契約は出来ないのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本体だけなら採算があい、附帯まで含めると採算が合わないという応札者側の判断と思われる。 ○混乱はあるようである。現場では工程調整に時間が掛かっているようである。 ○可能ではあるが、地元業者に参加する機会を増やそうという考えから分割発注している。 ○本体金額より附帯工事の金額が上回る場合もあり、随意契約とすることに支障がある。
---	---

(4) 会議録の公開について

会議録を作成し、高浜市ホームページにて公開することを確認する。

(5) 次回開催と検討案件の選定方法について

次回開催と案件の選定方法について事務局より説明あり。

今回のような形で、下半期分を事務局で案件を抽出し、委員長及び職務代理者と事前に打合せを行った上で、2月頃に委員会を開催することを決定する。